

検定基準の改正:1級電気工事施工管理

[施工技術検定規則 別表第一より抜粋・加筆]

改正前

改正後

※赤字:主要な変更点

試験区分	試験科目	知識能力	試験基準	解答形式	検定区分	検定科目	知識能力	検定基準	解答形式
学科試験	電気工学等	知識	1 電気工事の施工に必要な電気工学、電気通信工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等（以下「電気設備」という。）に関する一般的な知識を有すること。 3 設計図書に関する一般的な知識を有すること。	四肢択一 (マークシート)	第一次検定	電気工学等	知識	1 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な電気工学、電気通信工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等（以下「電気設備」という。）に関する一般的な知識を有すること。 3 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。	四肢択一 (マークシート)
	施工管理法	知識	電気工事の施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。				知識	1 監理技術者補佐として、電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。	
	法規	知識	建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。				能力	2 監理技術者補佐として、電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。	五肢択一 (マークシート)
実地試験	施工管理法	能力	設計図書で要求される電気設備の性能を確保するためには設計図書を正確に理解し、電気設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。	記述	第二次検定	施工管理法	知識	1 監理技術者として、電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。	五肢択一 (マークシート)
							能力	2 監理技術者として、設計図書で要求される電気設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。	記述

※第一次検定及び第二次検定の両方の合格に求められる水準は、改正前の技術検定に求められる水準と同様